

(2) 多子世帯保育料軽減事業について

28年4月より茨城県が県事業として「すこやか保育応援事業」を廃止し、「多子世帯保育料軽減事業」を始めました。県に合わせ、笠間市でも実施します。

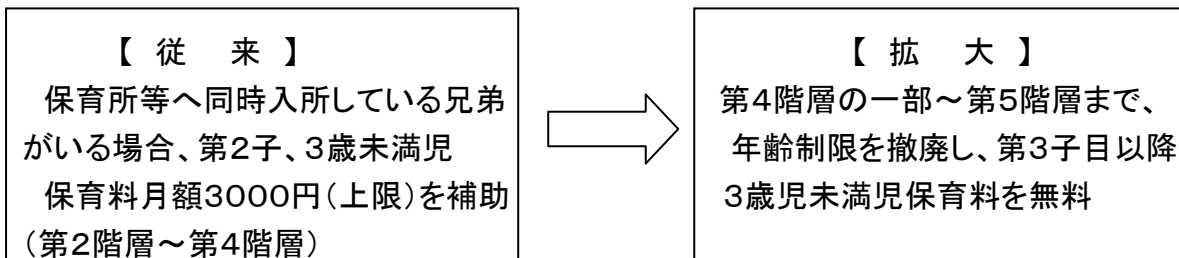
1. 趣旨

経済的負担の大きい多子世帯を支援し、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進するため、第3子の保育料を軽減します。

平成28年4月からは、国の制度改正により第4階層の一部まではすでに軽減されており、今回は県の事業に合わせ、第4階層の一部～第5階層までの対象者の保育料を無料にします。

第3子目以降で、二人親世帯の場合、所得税額が、57,700円以上、ひとり親世帯の所得税額が77,101円以上の世帯が該当になります。

2. 対象者 (44名)



3. 補助金額 (見込み)

10,826,400円 (補助率 県1/2 市1/2)

4. 支払方法

支払いの方法としては、年度末に該当者に、申請書を送付し、保育料収納状況を確認後、補助金交付決定し、補助金を支払う。

5. その他

★実施予定市町村 44市町村のうち40市町村

★実施しない市町村 4市町村

- ①大子町…すべての児童の保育料を無償化しているため。
- ②守谷市…すこやか保育事業も実施していない。医療費の軽減に力を入れたい。
- ③筑西市…市で設定している保育料を低額にしており、実施する場合は利用者負担を見直す必要があるため。
- ④河内町…もともと子どもが少ないことから実施しても効果が見込めない。